

差止請求に係る判決等に関する情報の公表について  
(ひょうご消費者ネットと法学館の訴え提起前の和解について)

平成22年5月19日  
消費者庁

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下「申立人」という。）が、「伊藤塾」の名称で各種資格試験向けの予備校を運営している株式会社法学館（以下「相手方」という。）に対し、予備校の受講契約を締結するに当たって定めていた申込規約における消費者（受講者）の解約事由を制限する内容の解約条項の改定を求めるとともに、支払い済み受講料について受講済みの部分に相当する受講料と若干の事務手数料等を除いて返金する扱いに改めることを申し入れた事案である。

(2) 結果

平成22年4月19日、申立人と相手方との間で別添のとおり訴え提起前の和解が成立した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット  
理事長 清水 巖

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社法学館  
代表取締役 西 肇

4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報（※）の概要

「伊藤塾」の申込規約における解約条項について、平成21年2月19日作成の申込規約から、以下のとおり条項が改められた。

- (1) 講座開講日前日までに解約を申請した場合は、理由の如何を問わず、解約による返金請求が可能である。
  - (2) 講座開講日以後に解約を申請した場合は、健康上の問題・経済的な問題・その他個人的な事由により、受講生またはその法定代理人が当該講座を継続できないと判断した場合には、相手方は解約に応じる。
- (※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第 14 条、及び第 28 条参照）。

以上

## 和解条項

- 1 申立人と相手方は、相手方の申込規約にかかる、通学受講および在宅受講の場合の解約条項（以下「本件解約条項」という）として、以下の内容が現在適用されていることを確認する。
  - (1) 講座開講日前日までに解約を申請した場合は、理由の如何を問わず、解約による返金請求が可能である。
  - (2) 講座開講日以後に解約を申請した場合は、健康上の問題・経済的な問題・その他個人的な事由により、受講生またはその法定代理人が当該講座を継続できないと判断した場合には、相手方は解約に応じる。
- 2 相手方は、消費者と受講契約を締結するにあたって、本件解約条項に比して解約事由を制限する内容の解約条項（一定の事由がある場合に解約には応じるが返金しないとする条項も含む）を含む契約を締結しない。ただし、受講契約の金額が少額である場合に、解約申出者の希望により、現金で返金せずに相手方に対する一定の権利を付与することをもって返金に代用する場面があることを、妨げない。
- 3 相手方は、消費者からの受講契約の解約を制限する条項を記載した申込規約、講座申込書等の取引書類を消費者に配布しない。
- 4 相手方は、消費者からの受講契約の解約を制限する条項を記録した電磁的記録を相手方のウェブページ（モバイルサイトを含む）に記載しない。
- 5 申立人と相手方は、本件解約条項が、本件解約条項への規約改定前に相手方と受講契約を締結し、現在も受講契約が継続中の者（本件解約条項への規約改定前にすでに解約申し出をしたが、相手方が解約を認めなかったために、現在も受講契約が継続中とみなされる者を含む）に遡

て適用されることを確認する。

6 相手方は、本和解成立日から1ヶ月以内に、相手方のウェブページ(モバイルサイトを含む)の塾生向けページに別紙記載の内容を明記するとともに、受講期間が6ヶ月を超える受講契約を本和解成立日の時点で継続中の者(本件解約条項への規約改定前にすでに解約申し出をしたが、相手方が解約を認めなかったために、本和解成立日の時点で受講契約が継続中とみなされる者を含む)全員(ただし、住居所不明等のため相手方から連絡をすることが不可能な者を除く)に対し、以下のことを行う。

(1) Eメールアドレスが把握できる者に対しては、別紙記載の内容を添付ファイルの形式でEメールにて送信する。

(2) Eメールアドレスが把握できない者に対しては、別紙記載の内容の書面を郵送する。

7 相手方は、申立人に対し、本和解成立日から2か月を経過した日限り、本和解条項の履行状況を書面にて報告する。

8 相手方は、本和解条項を信義誠実に則り遵守することを約し、相手方が本和解条項に違反した場合は、遅滞なく違法状態を除去する。

(別紙)

受講生のみなさま

株式会社 法学館

当社は、このたび申込規約の解約条項を下記のとおり改定いたしました。

### 改定前の解約条項

(講座開講日以後に解約を申請した場合)

以下の①または②の条件に該当する場合は、解約による返金請求ができません。

① 受講申込者本人の死亡または、受講申込者本人の重大な疾患による受講不能の場合

(医師の診断書、またはそれに準ずる資料が必要です)

② 上記①に準ずる正当な理由があると伊藤塾が判断した場合

但し社会通念上、個人的な事情と考えられる事由(経済事情の悪化、受講の時間がない、学習意欲の喪失など)による場合は、返金できませんのでご注意ください。詳細については各校事務局にご相談ください。

↓

### 改定後の解約条項

健康上の問題・経済的な問題・その他個人的な事由により、受講生またはその法定代理人が当該講座を継続できないと判断した場合には、解約に応じますので、事務局にお問い合わせ、または事務局までおこしてください。

上記のような解約条項の改定により、従前は認めていなかった講座開講

日以後の個人的な事情による解約にも、応じることとなりました。

改定後の解約条項は、同条項の改定前に契約して受講契約を継続中のみなさま（解約条項の改定前にすでに解約を申し出られたものの、当社が解約を認めなかったために、現在も受講契約が継続中とみなされる方も含みます）にも遡って適用されますので、受講生あるいはその法定代理人の方が、受講を継続できないと判断された場合には、事務局までお申し出ください。

なお、改定後の解約条項は、伊藤塾のホームページ（お申込方法または塾生向けのページ）およびモバイルサイトにも掲載されておりますので、適宜ご参照ください。